

ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	8	開封日	平成29年7月3日
ご意見			
<p>市職員の方で自家用車運転のときにたまに見ますが、犬を抱いて運転されていますがこれって道路交通違反ではないでしょうか。また指導する必要はないでしょうか。</p>			
回答			
<p>この度は、ご意見・ご指摘を賜りありがとうございます。総務部総務課からお答えさせていただきます。</p> <p>まず、ご指摘にあります「犬を抱いての車の運転」についてでございますが、この行為は道路交通法第55条に規定された乗車積載方法に違反するもので、取り締まりの対象とされております。</p> <p>法に規定され取り締まりの対象とされる危険な行為でありますので、直ちに、いただきましたご意見の内容を全職員に周知しましたところ、心当たりのある職員からの申し出がありましたので、厳しく指導を行ったところでございます。</p> <p>また、当該行為だけでなく、日頃から法令を遵守し交通安全を徹底するよう、あらためて全職員に周知したところでございます。</p> <p>道路交通法の認識不足等から、このような行為が日常的に行われるようなことがあれば、それは非常に危険な行為であり、ともすれば大事故を誘発することも想定され、運転免許所持者としてその資格が疑われるとともに、大変、恥ずべき行為であると言えます。</p> <p>この度は、貴重なご意見・ご指摘のおかげで、そうした事故を未然に防ぐことができたということもでき、心から感謝申し上げる次第です。誠にありがとうございます。</p> <p>今後とも、お気づきの点等ございましたら、遠慮なくご意見・ご指摘等いただきますようお願いいたします。</p>			